

人事委員会年報

平成 2 1 年度

鳥取県人事委員会

目 次

第1部 人事委員会の組織と運営

第1章 人事委員会	
一 人事委員会の設置	1
二 人事委員会の構成及び運営	1
三 人事委員会の権限	1
四 人事委員会の開催状況	2
五 人事委員会規則の制定・改廃	9
六 条例の制定・改廃に関する意見の申し出	11
第2章 事務局	
一 組織	12
二 事務分掌	12

第2部 人事委員会の業務

第1章 職員の任用	
一 任用制度の概説	13
1 任用の意義、種類	13
2 任用の根本基準	13
3 任用の方法	13
二 採用試験等の状況	13
1 採用試験	13
2 昇任試験	21
3 選考による任用	21
三 育休任期付職員制度	22
四 任期付職員制度	23
五 任期付研究員制度	24
六 外国の地方公共団体の機関等への職員派遣制度（海外派遣制度）	24
七 公益法人等への職員派遣制度	24
八 臨時的任用	25
第2章 職員の給与	
一 職員給与の実態	26
二 民間給与の実態	27
三 職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告	30
四 平成21年度の各所属との給与制度等に関する意見交換会実施状況	33
第3章 職員の勤務時間、休暇及び服務	
一 概説	34
二 勤務時間、休日及び休暇等	34
三 職務に専念する義務の特例	34
四 県費負担教職員の特別休暇の特例	36

第4章 職員の福祉及び利益の保護	
一 概説	38
二 厚生福利及び公務災害補償制度	38
三 勤務条件に関する措置要求	38
1 措置要求の意義	38
2 措置要求事案の取扱状況	38
四 不利益処分に関する不服申立て	38
1 不服申立ての意義	38
2 不服申立事案の取扱状況	38
五 職員からの苦情処理	38
1 苦情処理の意義	38
2 苦情申出事案の取扱状況	39
3 平成21年度中処理事案	39
第5章 職員団体	
一 概説	40
二 職員団体の登録	40
1 登録の意義及び効果	40
2 登録職員団体	40
3 平成21年度の職員団体登録申請取扱件数	41
三 管理職員等の範囲の指定	41
第6章 労働基準監督	
一 概説	42
二 労働基準監督の職権行使の区分	42
1 人事委員会が職権を行使する機関	42
2 労働基準監督署長が職権を行使する機関	43
三 労働基準監督の職権の内容	43
1 労働基準法に基づく職権	43
2 労働安全衛生法に基づく職権	43
四 平成21年度の取組状況	44
1 労働基準監督事項の取扱状況	44
2 その他	45
五 平成21年度のボイラー及び第一種圧力容器設置状況	46
第7章 公平委員会の事務の受託	
一 概説	47
二 受託団体	47
1 町村	47
2 一部事務組合	48
3 広域連合	48
三 受託事務の内容	48
四 受託事務の取扱状況	49
1 措置要求事案の取扱状況	49
2 不服申立事案の取扱状況	49
3 苦情申出事案の取扱状況	50
4 職員団体の登録状況	51
5 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約の認証について	52
6 管理職員等の範囲の指定の状況	52
人事委員会委員・事務局職員名簿	53

第1部 人事委員会の組織と運営

第1章 人事委員会

一 人事委員会の設置

昭和26年6月12日（地方公務員法第7条第1項、鳥取県人事委員会設置条例）

二 人事委員会の構成及び運営

（1）構成

3人の委員で組織する合議制の行政委員会である。（地方公務員法第9条の2第1項）

（2）委員の選任

議会の同意を得て、知事が選任する。（地方公務員法第9条の2第2項）

（3）委員の任期

4年（地方公務員法第9条の2第10項）

（4）委員長

委員のうちから選挙され、委員会を代表する。（地方公務員法第10条）

（5）議事

委員会は委員全員の出席によって開催し、議事は出席委員の過半数で決する。（地方公務員法第11条）

三 人事委員会の権限

地方公務員法の規定に基づき、次の事務を処理する。

- ・給与、勤務時間、厚生福利制度等に関する研究及びその成果の議会、長、任命権者への提出
- ・職員に関する条例の設定・改廃についての議会への意見の申し出
- ・人事行政の運営に関する任命権者への勧告
- ・勤務成績の評定、研修計画の立案等に関する任命権者への勧告
- ・給料表に関する議会及び長に対する報告及び勧告
- ・給与の支払いの監理
- ・競争試験又は選考の実施
- ・臨時的任用の承認
- ・職員団体の登録、登録の効力の停止及び取消し、解散の届出の受理
- ・登録職員団体の法人となる旨の届出の受理
- ・労働基準監督機関としての職権の行使
- ・勤務条件に関する措置の要求の審査
- ・不利益処分に関する不服申立ての審査
- ・職員団体の登録の取消しに関する口頭審査
- ・法律又は条例に基づく事項に関する人事委員会規則の制定
- ・職員の苦情処理

四 人事委員会の開催状況

回	年月日	議 事
1	平成21.4.20	<p>議案第1号 選考により採用することができる職に係る承認について</p> <p>議案第2号 平成20年度鳥取県職員採用試験〔資格免許職(4回目)【保健師】〕の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>議案第3号 平成21年度鳥取県職員採用試験(大学卒業程度)の実施について</p> <p>議案第4号 人事委員会規則の一部改正について</p> <p>議案第5号 平成21年度職種別民間給与実態調査の実施について</p> <p>議案第6号 平成20(不)第1号事案に係る審査員の指名及び事務の一部委任について</p> <p>議案第7号 解雇予告の除外認定について</p> <p>議案第8号 県内民間企業における夏季一時金に関する特別調査の実施について</p> <p>報告第1号 職員の懲戒処分等について</p> <p>報告第2号 平成21年度鳥取県職員採用試験【平成21年7月1日採用分】〔大学卒業程度(土木)、高校卒業程度(一般事務)〕の1次試験実施状況について</p> <p>報告第3号 対県五者共闘会議からの人事院による2009年夏季一時金の臨時調査への不対応要請について</p> <p>協議等事項 (1)退職手当審査会の設置について (2)オープン県庁(県庁・警察の仕事説明会&見学会)の実施結果について</p>
2	平成21.4.28	<p>議案第1号 平成21年度鳥取県職員採用試験【平成21年7月1日採用分】〔大学卒業程度(土木)、高校卒業程度(一般事務)〕の第1次試験合格者の決定について</p> <p>報告第1号 平成21年度鳥取県警察官採用試験(警察官A(1回目))の受験申込状況について</p> <p>報告第2号 対県五者共闘会議からの抗議文について</p> <p>協議等事項 (1)人事院規則13-5(職員からの苦情相談)の一部改正について (2)平成21年民間企業における夏季一時金に関する調査状況について (3)全人連役員会の会議資料及びその概要について</p>
3	平成21.5.11	<p>議案第1号 労働基準法第41条の規定に基づく宿直又は日直勤務の許可について</p> <p>報告第1号 公平委員会事務委託団体職員の懲戒処分について</p> <p>報告第2号 人事院勧告の概要について</p> <p>協議等事項 (1)平成21年民間企業における夏季一時金に関する調査の結果について (2)中人協委員全員会議の議題について</p>

回	年月日	議 事
4	平成21.5.18	<p>議案第1号 平成21年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（1回目））の第1次試験合格者の決定について</p> <p>議案第2号 人事委員会規則の一部改正について</p> <p>報告第1号 職員の懲戒処分について</p> <p>報告第2号 職員からの苦情の概要及び処理状況について</p> <p>協議等事項</p> <p>（1）中人協委員全員会議の意見交換会の議題について</p> <p>（2）全人連公平審査研修会の研究テーマの回答について</p> <p>（3）県内の自治体における飲酒運転による懲戒処分状況調査について</p> <p>（4）新型インフルエンザと職員採用試験の実施について</p> <p>（5）任用候補者決定の審議における受験者氏名の扱いについて</p>
5	平成21.6.1	<p>議案第1号 平成21年度鳥取県職員採用試験（平成21年7月1日採用分：大学卒業程度（土木）、高校卒業程度（一般事務））の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>協議等事項</p> <p>（1）県民から寄せられた意見（県民の声）について</p> <p>（2）全人連公平審査研修会の研究テーマの回答について</p>
6	平成21.6.11	<p>議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について</p> <p>議案第2号 人事委員会規則及び通知の制定及び一部改正について</p> <p>議案第3号 労働基準法第41条の規定に基づく宿直又は日直勤務の許可について</p> <p>議案第4号 職員の昇任選考について</p> <p>報告第1号 平成21年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の受験申込状況について</p> <p>報告第2号 2009年度賃金、労働条件改善に関する要求書について</p> <p>報告第3号 公平委員会事務委託団体職員の懲戒処分について</p> <p>報告第4号 職員からの苦情の概要及び処理状況について</p> <p>協議等事項</p> <p>（1）教育職給料表の一元化について</p> <p>（2）今後の人事委員会規則の制定及び改正について</p> <p>（3）民間企業等経験者の職員採用について</p>
7	平成21.7.3	<p>議案第1号 平成21年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の第1次試験合格者の決定について</p> <p>議案第2号 平成21年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）の実施について</p> <p>議案第3号 平成21年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（2回目））の実施について</p> <p>議案第4号 平成21年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）の実施について</p>

回	年月日	議 事
		<p>議案第 5 号 平成 2 1 年度鳥取県職員採用試験（身体障害者対象・高校卒業程度）の実施について</p> <p>議案第 6 号 平成 2 1 年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象・大学卒業程度）の実施について</p> <p>議案第 7 号 人事委員会規則及び通知の新設又は一部改正について</p> <p>議案第 8 号 職員の職務の専念する義務の免除について</p> <p>議案第 9 号 職員の採用選考について</p> <p>議案第 10 号 職員の昇任選考について</p> <p>報告第 1 号 平成 2 1 年度鳥取県警察官採用試験（警察官 A（1 回目））の採用候補者について</p> <p>報告第 2 号 職員からの苦情・相談概要及び処理状況について</p> <p>報告第 3 号 職員の懲戒処分について</p> <p>協議等事項 （1）職員団体からの要求に対する回答方針案協議について</p>
8	平成21.7.21	<p>議案第 1 号 職員団体からの要求に対する回答について</p> <p>議案第 2 号 労働基準法第 4 1 条の規定に基づく宿直勤務の許可について</p> <p>報告第 1 号 警察職員の懲戒処分について</p> <p>協議等事項 （1）「県職員」「警察官」の仕事説明会の実施について （2）国家公務員の 6 5 歳定年制に関する動向について</p>
9	平成21.7.30	<p>議案第 1 号 解雇予告の除外認定について</p>
10	平成21.8.12	<p>委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について</p> <p>会議出席者及び議事録作成者の指定について</p> <p>議案第 1 号 平成 2 1 年度鳥取県職員採用試験（大学卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について</p> <p>報告第 1 号 国家公務員の給与等に関する人事院勧告等の概要について</p> <p>報告第 2 号 県職員等の懲戒処分について</p> <p>協議等事項 （1）教育職モデル給料表の作成及び人事委員会勧告にむけた要請等について</p>
11	平成21.8.19	<p>協議等事項 （1）平成 2 1 年 給与に関する基礎データについて</p>
12	平成21.9.2	<p>議案第 1 号 選考により採用することができる職に係る承認について</p> <p>議案第 2 号 人事委員会規則の一部改正について</p> <p>報告第 1 号 平成 2 1 年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度・短大卒業程度）の受験申込状況について</p> <p>報告第 2 号 平成 2 1 年度鳥取県警察官採用試験（警察官 A（2 回目））の受験申込状況について</p> <p>報告第 3 号 平成 2 1 年度鳥取県警察官採用試験（警察官 B）の受験申込状況について</p>

回	年月日	議 事
		<p>報告第4号 平成21年度鳥取県職員採用試験（身体障害者対象・高校卒業程度）の受験申込状況について</p> <p>報告第5号 平成21年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象・大学卒業程度）の受験申込状況について</p> <p>報告第6号 2009年度賃金・労働条件改善に関する要求書について</p> <p>協議等事項</p> <p>（1）全人連役員会資料等について</p> <p>（2）地方公務員の給与改定に関する取扱いについて</p> <p>（3）平成21年 職員の給与等に関する報告・勧告等の方向性について</p>
13	平成21.9.10	<p>議案第1号 選考により採用することができる職に係る承認について</p> <p>報告第1号 教職員の懲戒処分について</p> <p>協議等事項</p> <p>（1）平成21年9月17日鉄永議員代表質問に対する答弁について</p> <p>（2）全人連任用部会研究報告書原案について</p> <p>（3）平成21年 職員の給与等に関する報告・勧告等の検討課題について</p> <p>（4）労働安全衛生法に基づく農林総合研究所林業試験場への立入調査結果概要について</p>
14	平成21.9.17	<p>議案第1号 職員の職務に専念する義務の免除等について</p> <p>協議等事項</p> <p>（1）農林総合研究所林業試験場に対する現地調査の結果について</p> <p>（2）平成21年 職員の給与等に関する報告・勧告案概要について</p>
15	平成21.9.24	<p>協議等事項</p> <p>（1）平成21年 職員の給与等に関する報告・勧告案について</p>
16	平成21.10.2	<p>議案第1号 平成21年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）の第1次試験合格者の決定について</p> <p>議案第2号 平成21年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（2回目））の第1次試験合格者の決定について</p> <p>議案第3号 平成21年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）の第1次試験合格者の決定について</p> <p>議案第4号 平成21年度鳥取県職員採用試験（身体障害者対象・高校卒業程度）の第1次試験合格者の決定について</p> <p>協議等事項</p> <p>（1）平成21年 職員の給与等に関する報告・勧告案について</p>
17	平成21.10.5	<p>議案第1号 職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告について</p>
18	平成21.10.9	<p>議案第1号 平成21年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象・大学卒業程度）の第1次試験合格者の決定について</p> <p>協議等事項</p> <p>（1）平成20年（不）第1号事案の第2回口頭審理について</p> <p>（2）常勤講師の給料についての議会答弁に係る質問について</p>

回	年月日	議 事
19	平成21.10.26	議案第1号 職員の職務に専念する義務の免除について
20	平成21.10.30	議案第1号 平成21年度鳥取県職員採用試験（身体障害者対象・高校卒業程度）の採用候補者の決定について 議案第2号 人事委員会規則及び通知の一部改正について 議案第3号 労働基準法第41条の規定に基づく宿直勤務の許可について
21	平成21.11.10	議案第1号 平成21年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度、短大卒業程度）の採用候補者の決定及び採用候補者名簿の確定について 議案第2号 平成21年度鳥取県職員採用試験（民間企業等経験者対象・大学卒業程度）の採用候補者の決定について 議案第3号 選考により採用することができる職に係る承認について 報告第1号 平成21年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（警察事務））の採用候補者について 報告第2号 公平委員会事務受託団体職員の懲戒処分について
22	平成21.11.17	議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について
23	平成21.11.19	報告第1号 平成21年度鳥取県警察官採用試験（警察官A（2回目））の採用候補者について 報告第2号 平成21年度鳥取県警察官採用試験（警察官B）の採用候補者について 協議等事項 （1）「職員の勤務時間、休暇等に関する規則」の改正について （2）文化財主事の採用方法の見直しについて （3）平成20年（不）第1号事案に係る判定について （4）11月定例議会代表質問関係資料について
24	平成21.11.27	議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について 議案第2号 平成20年（不）第1号事案の判定について 議案第3号 人事委員会告示の一部改正について 議案第4号 解雇予告の除外認定について 報告第1号 教職員の懲戒処分について 報告第2号 職員からの苦情・相談の概要及び処理状況について
25	平成21.12.18	議案第1号 職員の昇任選考について 議案第2号 選考により採用することができる職に係る承認について 議案第3号 人事委員会規則及び通知の一部改正等について 報告第1号 職員の懲戒処分等について 協議等事項 （1）人事委員会の事務の専決及び代決規則の改正について （2）常勤講師の配置について （3）処分報告の提出に係る警察本部からの申し入れに対する対応について
26	平成22.1.19	議案第1号 平成21年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（追加募集：警察事務））の実施について

回	年月日	議 事
		<p>議案第2号 選考により採用することができる職に係る承認について</p> <p>議案第3号 人事委員会規則及び通知の一部改正について</p> <p>議案第4号 職員団体の登録について</p> <p>議案第5号 職員の職務に専念する義務の免除について</p> <p>議案第6号 職員の昇任選考について</p> <p>報告第1号 職員の懲戒処分について</p> <p>協議等事項</p> <p>(1) 平成22年度の職員採用試験について</p> <p>(2) 准看護師の業務に従事した経歴を有する看護師の経験年数について</p> <p>(3) 県職員給与のあり方の検討について</p> <p>(4) 行政委員会の委員報酬の日額化について</p>
27	平成22.2.5	<p>議案第1号 平成22年度職員採用試験の実施計画について</p> <p>議案第2号 鳥取県の行政事務からの暴力団の排除に関する合意書について</p> <p>協議等事項</p> <p>(1) 警察官の受験年齢資格の見直しについて</p> <p>(2) 「職員の職務に専念する義務の免除」及び「県費負担教職員の特別休暇」の包括承認の整理について</p> <p>(3) 臨時的任用職員の休暇制度について</p> <p>(4) 県民から寄せられた意見(県民の声)について</p> <p>(5) 准看護師の業務に従事した経歴を有する看護師の経験年数について</p>
28	平成22.2.23	<p>議案第1号 条例改正に対する本委員会の意見について</p> <p>議案第2号 平成22年度鳥取県警察官採用試験(警察官A)の実施について</p> <p>議案第3号 職員の職務に専念する義務の免除等について</p> <p>議案第4号 現業職員から非現業職員への転任に係る承認について</p> <p>協議等事項</p> <p>(1) 准看護師の業務に従事した経歴を有する看護師の経験年数について</p> <p>(2) 総合事務所の労働安全衛生体制の強化のための取組について</p>
29	平成22.3.5	<p>議案第1号 公平委員会事務受託団体職員からの不服申立ての受理について</p> <p>議案第2号 平成20年(不)第1号事案に係る判定書の更正について</p> <p>議案第3号 職員の採用選考について</p> <p>議案第4号 職員の昇任選考について</p> <p>議案第5号 現業職員の一般行政職への転任の承認について</p> <p>協議等事項</p> <p>(1) 任用規則第19条第1項第1号による選考採用について</p> <p>(2) 准看護師の業務に従事した経歴を有する看護師の経験年数について</p> <p>(3) 受験者確保対策のための説明会・相談会について</p>

回	年月日	議 事
30	平成22.3.18	<p>議案第1号 平成21年度鳥取県職員採用試験（高校卒業程度（追加募集：警察事務））の第1次試験合格者の決定について</p> <p>議案第2号 職員の採用選考について</p> <p>議案第3号 職員の昇任選考について</p> <p>議案第4号 一般任期付職員の任期の更新の承認について</p> <p>議案第5号 人事委員会規則及び通知の制定及び一部改正について</p> <p>議案第6号 労働基準法第41条の規定に基づく宿直勤務の許可について</p> <p>議案第7号 子ども手当の認定に関する事務の委任について</p> <p>報告第1号 職員等の懲戒処分について</p> <p>協議等事項</p> <p>（1）県民から寄せられた意見（県民の声）について</p> <p>（2）県職員給与と民間給与の比較における課題の検討について</p>
31	平成22.3.30	<p>議案第1号 人事委員会規則及び通知の一部改正について</p> <p>議案第2号 公益通報処理通則要綱の一部改正について</p> <p>議案第3号 次世代育成支援対策に係る平成22年度からの「特定事業主行動計画」の策定について</p> <p>報告第1号 職員等の不利益処分について</p> <p>協議等事項</p> <p>（1）民間給与と公務員給与の比較における課題の検討について ～ 民調における民間実態の把握～</p>

五 人事委員会規則の制定・改廃

公布年月日	規則番号	規 則 名	概 要
平成21. 4. 24	23	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	智頭町、三朝町、大山町及び南部町の事務組織の再編整備等に伴う改正
平成21. 4. 24	24	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	三朝町立南小学校大谷分校、南小学校田代分校及び南小学校田代季節間分校の廃止に伴う改正
平成21. 5. 22	25	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則	職員団体の役員として専ら従事することができる期間を7年とする委託団体に、鳥取県西部広域行政管理組合を加える改正
平成21. 6. 19	26	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	鳥取商業高等学校の校長の職に係る管理職手当の支給区分を4種とする改正
平成21. 7. 3	27	会計管理者の設置に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則	会計管理者の設置に伴う改正
平成21. 7. 10	28	退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する規則	退職手当について新たな支給制限及び返納等の制度が設けられたことに伴う規則の制定
平成21. 7. 10	29	管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	管理職手当の支給区分が特4種である副校長に支給する管理職員特別勤務手当額を規定
平成21. 7. 10	30	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	防災局副局長（次長級）の設置に伴う改正
平成21. 7. 10	31	会計管理者の設置に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則の一部を改正する規則	会計管理者及び防災局副局長（次長級）の設置に伴う改正
平成21. 9. 8	32	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	二部小学校福岡分校の廃止に伴う改正
平成21. 11. 6	33	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	管理職員等の範囲の見直しに伴う改正
平成21. 12. 22	34	平成17年改正条例附則第15項の人事委員会規則で定める職員を定める規則	主任等の切替えに伴う経過措置に係る給料月額が引き下げられることとなる職員を規定
平成21. 12. 22	35	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則	職員団体の役員として専ら従事することができる期間を7年とする委託団体に、日吉津村を加える改正

公布年月日	規則番号	規 則 名	概 要
平成21.12.22	36	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	教育機関及び市町村立学校に属する管理職員のうち管理職手当の支給区分を上位に設定するものの基準及び給与条例の一部改正に伴い給料月額が引下げられたことに伴い管理職手当を同様に引き下げるについて規定
平成21.12.22	37	住居手当に関する規則の一部を改正する規則	自らの所有に係る住居に居住する職員に対する住居手当が廃止されたことに伴う改正
平成21.12.22	38	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	子の看護をする場合の特別休暇について、対象となる子の範囲を「12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子」として規定
平成21.12.22	39	平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則	平成18年改正条例附則第7条に基づく給料の切替えにより職員に給料として支給される額を引き下げる等の改正
平成21.12.22	40	職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額の調整に関する規則の一部を改正する規則	給与条例の一部改正に伴う給料月額の調整に関し必要な事項を規定
平成22.1.22	1	人事委員会の事務の専決及び代決規則の一部を改正する規則	人事行政上緊急を要し、かつ、人事委員会を開催するいとまがないときに事務局長が専決することができることについて規定
平成22.3.23	2	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係人事委員会規則の整備に関する規則	時間外勤務手当の支給割合の引き上げ及び時間外勤務代休時間の新設に伴う改正
平成22.3.23	3	職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	助産師、看護師、准看護師の初任給決定について、免許又は資格取得前に看護師又は准看護師の職務に従事した期間を経験年数に含めることとする改正
平成22.3.23	4	へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	へき地学校等指定基準の見直し及び大山小学校赤松分校の廃止に伴う改正
平成22.3.23	5	義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則	義務教育等教員特別手当の支給限度額が引き下げられたことに伴う改正
平成22.3.31	6	人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則	新たな職の設置に伴う改正

公布年月日	規則番号	規 則 名	概 要
平成22 . 3 . 31	7	給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成22 . 3 . 31	8	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成22 . 3 . 31	9	管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正
平成22 . 3 . 31	10	職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則	行政組織の改正に伴う改正

六 条例の制定・改廃に関する意見の申し出

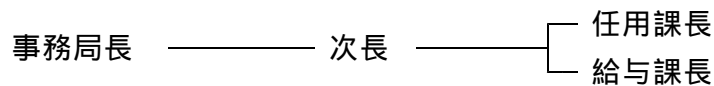
地方公務員法第5条第2項の規定により、平成21年度に議会から意見を求められた条例案は次のとおりである。

照 会 年 月 日	条 例 案 名	意見の申し出の概要
回 答 年 月 日		
平成21年 6月 5日	・ 職員の退職手当に関する条例の一部改正について	異議なし
平成21年 6月11日		
平成21年11月17日	・ 職員の給与に関する条例等の一部改正について	<p>期末手当及び住居手当に係る部分については、異議なし。</p> <p>給料表に係る部分については、</p> <p>管理職への昇任・昇格に伴う給与額の引上げが十分に行われない構造であること</p> <p>公民較差が十分に解消されていないこと</p> <p>等の問題があるが、地域民間給与への準拠及び労使合意を勘案し、やむを得ない。</p>
平成21年11月17日		
平成21年11月24日	・ 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について	異議なし
平成21年11月27日		
平成22年 2月15日	<p>・ 職員の育児休業等に関する条例等の一部改正について</p> <p>・ 鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について</p> <p>・ 職員の給与に関する条例等の一部改正について</p> <p>・ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について</p>	異議なし
平成22年 2月25日		

第2章 事務局

一 組織

職員定数 12人 現員 12人



二 事務分掌

課 名	事 務 分 掌
任 用 課	1 任用及び服務制度に関する事。 2 職階制に関する事。 3 職員の研修及び勤務評定制度に関する事。 4 人事記録に関する事。 5 職員の分限及び懲戒に関する事。 6 勤務条件に関する措置の要求に関する事。 7 不利益処分に関する不服申立てに関する事。 8 職員からの苦情処理に関する事。 9 職員の厚生福利制度に関する事。 10 公平委員会の受託事務に関する事。 11 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関する事。 12 人事委員会の会議に関する事。 13 事務局の人事、予算、決算、経理に関する事。 14 事務局の庶務に関する事。
給 与 課	1 給与制度に関する事。 2 給与の支払監理に関する事。 3 給与に関する報告並びに勧告及び意見に関する事。 4 職員給与及び民間給与の実態調査に関する事。 5 旅費に関する事。 6 職員の勤務時間及び休暇に関する事。 7 職員団体に関する事。 8 労働基準監督機関の職権の行使に関する事。

第2部 人事委員会の業務

第1章 職員の任用

一 任用制度の概説

1 任用の意義、種類

任用とは、特定の者を特定の職につけることで、採用、昇任、降任、転任の4種類がある。(地方公務員法第17条第1項)

2 任用の根本基準

すべての国民は、任用に際して、人種、信条、性別、社会的身分、門地、政治的意見等によって差別されてはならない。(地方公務員法第13条)

任用は、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行われなければならない。(地方公務員法第15条)

3 任用の方法

競争試験及び選考の2種類がある。(地方公務員法第17条第3項)

二 採用試験等の状況

1 採用試験

(1) 平成21年度の特徴

受験者の負担軽減を図るため、県職員採用試験(大学卒業程度)の第1次試験会場について、これまでの鳥取会場、米子会場、東京会場に加え、新たに大阪会場を設けた。

厳しい雇用環境を考慮し、平成21年度に実施する職員採用試験の一部の採用枠について前倒して採用試験を実施した(平成21年7月1日採用)。

行政組織のスリム化を進める中で、質の高い行政運営の維持・向上を図るため、また、組織・人事の活性化に資することを目的とし、「経営指導」「建築」「土木」の職種(県職員採用試験(大学卒業程度))において、民間企業等経験者を対象とした試験を実施した。

(2) 平成21年度の採用試験実施状況
実施概要

試験の種類	職 種	受験資格 (年齢要件)	試 験 科 目	
			第1次試験	第2次試験
県職員 (大卒程度)	1回目 土木	22歳以上40歳以下 (飛)	教養試験(択一式) 専門試験(択一式) 論文試験 適性検査	人物試験
	2回目 事務 (一般コース) (環境コース) 総合化学 (一般コース) (食品化学コース) 農業 林業 水産 土木 社会福祉 (福祉コース) (心理コース) 保健師 獣医師 薬剤師	22歳以上35歳以下 (飛)	教養試験(択一式) 専門試験(択一式) 論文試験 適性検査	人物試験
	民間企業等経験者対象 経営指導 建築 土木	59歳以下	経営指導 論文審査(事前提出) 教養試験(択一式) 論文試験 適性検査 建築・土木 教養試験(択一式) 専門試験(択一式) 論文試験 適性検査	人物試験 専門試験(口述式)
県職員 (短卒程度)	保育士 公立学校栄養職員	35歳以下	教養試験(択一式) 専門試験(択一式) 作文試験 適性検査	人物試験

試験の種類	職 種	受験資格 (年齢要件)	試 験 科 目	
			第 1 次試験	第 2 次試験
県 職 員 (高卒程度)	1回目 一般事務	18歳以上40歳以下	教養試験(択一式) 作文試験 適性検査	人物試験
	2回目 一般事務 警察事務	一般事務 18歳以上21歳以下	一般事務 教養試験(択一式) 作文試験 適性検査	一般事務 人物試験
		警察事務 18歳以上23歳以下	警察事務 教養試験(択一式) 作文試験	警察事務 人物試験 適性検査 身体検査
	追加 警察事務	18歳以上23歳以下	教養試験(択一式) 作文試験	人物試験 適性検査 身体検査
身体障害者 対 象 一般事務	18歳以上35歳以下	教養試験(択一式)	作文試験 人物試験 適性検査	
警 察 官 (警察官A)	1回目 男性 女性 男性：武道/柔道 男性：武道/剣道	30歳以下	教養試験(択一式) 論文試験	人物試験 適性検査 身体検査 体力検査 実 技 実技は武道 のみ
	2回目 男性			
警 察 官 (警察官B)	男性 女性	18歳以上30歳以下	教養試験(択一式) 作文試験	人物試験 適性検査 身体検査 体力検査

受験資格について、職種により年齢要件以外に特定の資格や免許等の必要なものがある。
(飛)は、飛び級・飛び入学による卒業見込者も受験可能なものについて記載している。
第1次試験で実施した論(作)文試験及び適性検査は、第2次試験で評価・判定を行った。

実施日程

試験の種類	職 種	受付期間	第 1 次 試 験	第 1 次 合格発表	第 2 次 試 験	採用候補 者発表
県 職 員 (大卒程度)	1回目 土木	3月13日 ～ 30日	4月19日	4月28日	5月21日 ～ 22日	6月 2日
	2回目 事務 (一般コース) (環境コース) 総合化学 (一般コース) (食品化学コース) 農業 林業 水産 土木 社会福祉 (福祉コース) (心理コース) 保健師 獣医師 薬剤師	5月15日 ～ 6月 1日	6月28日	7月 3日	7月23日 ～ 31日 (ただし 土、日は 除く。)	8月12日
	民間企業等経 験者対象 経営指導 建築 土木	8月 7日 ～ 24日	9月20日	10月 9日	10月25日	11月11日
県 職 員 (短卒程度)	保育士 公立学校栄養職員	8月 7日 ～ 24日	9月27日	10月 2日	10月21日 ～ 23日	11月11日
県 職 員 (高卒程度)	1回目 一般事務	3月13日 ～ 30日	4月19日	4月28日	5月21日 ～ 22日	6月 2日
	2回目 一般事務 警察事務	8月 7日 ～ 24日	9月27日	10月 2日	一般事務 10月21日 ～ 23日 警察事務 10月20日	11月11日
	追加 警察事務	2月 1日 ～ 10日	2月28日	3月18日	4月 2日	4月19日
	身体障害者 対 象 一般事務	8月 7日 ～ 24日	9月20日	10月 2日	10月20日	10月30日

試験の種類	職種	受付期間	第1次試験	第1次合格発表	第2次試験	採用候補者発表
警察官 (警察官A)	1回目 男性 女性 男性: 武道/柔道 男性: 武道/剣道	3月27日 ~ 4月20日	5月10日	5月19日	6月15日 ~16日	7月3日
	2回目 男性	8月7日 ~24日	9月20日	10月2日	10月26日 ~27日	11月20日
警察官 (警察官B)	男性 女性	8月7日 ~24日	9月20日	10月2日	10月28日 ~29日	11月20日

実施結果
 (ア) 県職員採用試験(大学卒業程度)

職 種	採 用 予 定 者 数	申 込 者 数 (人)			受 験 者 数 (人)			採 用 候 補 者 数 (人)			競 争 率 (倍)	採 用 者 数 (人)
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		
1回目 土木	2名程度	40	3	43	32	2	34	2	0	2	17.0	1
2回目												
事務 (一般コース)	10名程度	310	190	500	209	136	345	8	8	16	21.6	14
事務 (環境コース)	1名程度	16	7	23	14	3	17	1	0	1	17.0	1
総合化学 (一般コース)	1名程度	18	10	28	13	8	21	2	1	3	7.0	2
総合化学 (食品コース)	3名程度	2	10	12	2	9	11	2	3	5	2.2	5
農業	2名程度	20	14	34	15	10	25	2	1	3	8.3	2
林業	2名程度	13	4	17	10	2	12	2	0	2	6.0	2
水産	2名程度	15	0	15	10	0	10	4	0	4	2.5	3
土木	10名程度	54	2	56	32	2	34	11	0	11	3.1	10
社会福祉 (福祉コース)	3名程度	15	24	39	11	20	31	0	3	3	10.3	3
社会福祉 (心理コース)	1名程度	3	8	11	2	6	8	2	1	3	2.7	2
保健師	2名程度	2	18	20	2	17	19	1	3	4	4.8	2
獣医師	5名程度	2	3	5	2	2	4	2	2	4	1.0	4
薬剤師	2名程度	7	1	8	7	0	7	6	0	6	1.2	5
計	44名程度	477	291	768	329	215	544	43	22	65	8.4	55
民間企業等 経験者対象												
経営指導	1名程度	8	1	9	7	1	8	1	0	1	8.0	0
建築	1名程度	13	3	16	10	3	13	1	1	2	6.5	2
土木	3名程度	44	0	44	38	0	38	4	0	4	9.5	4
計	5名程度	65	4	69	55	4	59	6	1	7	8.4	6
合計	51名程度	582	298	880	416	221	637	51	23	74		62

(イ) 県職員採用試験(短大卒業程度)

職 種	採 用 予定者数	申込者数 (人)			受験者数 (人)			採用候補者数 (人)			競争率 (倍)	採用者数 (人)
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		
保育士	3名程度	11	23	34	8	19	27	1	5	6	4.5	4
公立学校 栄養職員	1名程度	6	54	60	5	44	49	1	1	2	24.5	2
計	4名程度	17	77	94	13	63	76	2	6	8	9.5	6

(ウ) 県職員採用試験(高校卒業程度)

職 種	採 用 予定者数	申込者数 (人)			受験者数 (人)			採用候補者数 (人)			競争率 (倍)	採用者数 (人)
		男	女	計	男	女	計	男	女	計		
1回目 一般事務	3名程度	302	159	461	212	112	324	2	1	3	108.0	3
2回目 一般事務	2名程度	26	28	54	18	27	45	4	2	6	7.5	4
警察事務	3名程度	64	98	162	55	77	132	2	2	4	33	3
計	5名程度	90	126	216	73	104	177	6	4	10	17.7	7
追加 警察事務	2名程度	61	60	121	46	43	89	0	2	2	44.5	2
身体障害者対象 一般事務	2名程度	3	8	11	3	8	11	0	3	3	3.7	2
合計	12名程度	456	353	809	334	267	601	8	10	18		14

(工)警察官採用試験(警察官A)

職 種	採 用 予 定 者 数	申 込 者 数 (人)	受 験 者 数 (人)	採 用 候 補 者 数 (人)	競 争 率 (倍)	採 用 者 数 (人)
1回目						
男性	31名程度	165	142	38	3.7	31
女性	2名程度	34	27	4	6.8	2
男性 (武 道 / 柔 道)	1名程度	2	1	1	1.0	1
男性 (剣 道 / 柔 道)	1名程度	4	3	1	3.0	1
計	35名程度	205	173	44	3.9	35
2回目						
男性	5名程度	93	67	7	9.6	6
合計	40名程度	298	240	51		41

(才)警察官採用試験(警察官B)

職 種	採 用 予 定 者 数	申 込 者 数 (人)	受 験 者 数 (人)	採 用 候 補 者 数 (人)	競 争 率 (倍)	採 用 者 数 (人)
男性	20名程度	122	106	30	3.5	27
女性	2名程度	28	24	3	8.0	3
計	22名程度	150	130	33	3.9	30

2 昇任試験

(1) 昇任試験の実施状況

昇任試験は現在、警察官についてのみ実施しているが、昭和41年度までは吏員昇任試験についても実施していた。

なお、警察官の昇任試験は、人事委員会規則により、その権限を警察本部長に委任しているが、その実施計画は警察本部長から人事委員会に協議することとしている。

(2) 平成21年度の実施状況

(単位：人)

試験の区分	申込者数	受験者数	合格者数	競争率(倍)
課長補佐(警部)	121	117	15	7.8
係長(警部補)	99	97	36	2.7
主任(巡査部長)	130	129	49	2.6
計	350	343	100	

報告根拠：「職員の任用に関する権限の委任に関する規則」第6条

3 選考による任用

(1) 選考により採用・昇任させる職

選考により採用・昇任させる職については、平成14年度の見直しにおいて、地方公務員法第17条第3項ただし書きによる承認をあらかじめ行った職と、任命権者からの申請により個別に承認する職に区分することとしたが、平成18年度にこれを見直し、任命権者からの申請により個別に承認する職を「常に選考によるものとするが実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を必要とする職」と「競争試験により難しい場合に個別に人事委員会の承認を要する職」に細分することとした。これに伴い、競争試験を行っても応募者が少ない等の事情のある職種については、選考職種とし直すとともに、資格免許制度の変遷を反映させる等、任用の実際に合わせて整理を行った。

なお、「常に選考によるものとするが実施に当たりあらかじめ人事委員会の承認を必要とする職」については、平成19年度に「臨床心理士」「視能訓練士」の職を、平成20年度に「診療情報管理士」の職を追加し、平成21年度には「文化財主事」の職を「競争により難しい場合に、個別に人事委員会の承認を要するもの」から移管した。

人事委員会があらかじめ承認した職（採用、昇任共通）

係長相当職以上の職、医師の職、歯科医師の職、臨床工学技士の職、看護師の職、准看護師の職、武道指導員の職、犯罪鑑識技術の職、少年警察補導員の職、自動車運転免許試験員の職、航空整備士の職、航空機の操縦に従事する警察官の職、育休任期付職員（採用のみ）、育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員（採用のみ）、一般職非常勤職員（採用のみ）

常に選考によるものとするが、実施に当たりあらかじめ承認を要する職

（採用のみ）

心理療法士の職、心理判定員の職、児童自立支援専門員の職、児童生活支援員の職、児童指導員の職、歯科衛生士の職、臨床検査技師の職、診療放射線技師の職、理学療法士の職、助産師の職、職業訓練指導員の職、計量士の職、船舶乗組員の職、学芸員の職、速記者の職、機械技術の職、電子工学技術の職、生物工学技術の職、講師の職、有機化学技術の職、臨床心理士の職、言語聴覚士の職、視能訓練士の職、プログラムの職、社会教育主事の職務に準ずる職務に従事する職員の職、介助職員の職、作業療法士の職、学芸員の職務に準ずる職務に従事する職員の職、医療ソーシャルワーカーの職、診療情報管理士の職、物質工学技術の職、文化財主事の職

競争試験により難しい場合に、人事委員会が任命権者からの申請を審査し、個別に承認する職（採用のみ）

保育士の職、薬剤師の職、栄養士の職、保健師の職、司書の職、獣医師の職、国際事務の職

単純な労務に従事する職員の職（採用、昇任共通）

警察官昇任特別選考基準に適合する職員の職（昇任のみ）

(2) 選考による採用・昇任の状況(平成21年度中の選考の実施状況)
 選考による採用

(単位:人)

任命権者	行政職職員		教育職 職員	公安職 職員	研究職 職員	医療職 職員	海事職 職員	計
	役付 職員	役付職員 以外の職						
知事	28	19	2	-	-	18	1	68
教育委員会	4	5	13	-	1	-	1	24
警察本部	-	2	-	10	-	-	-	12
企業局	1	-	-	-	-	-	-	1
病院局	-	2	-	-	-	111	-	113
県議会	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-
計	33	28	15	10	1	129	2	218

選考による昇任

(単位:人)

任命権者	行政職 職員	教育職 職員	公安職 職員	研究職 職員	医療職 職員	海事職 職員	計
知事	214	1	-	-	17	-	232
教育委員会	34	-	-	-	-	-	34
警察本部	9	-	15	2	-	-	26
企業局	1	-	-	-	-	-	1
病院局	3	-	-	-	39	-	42
県議会	-	-	-	-	-	-	-
その他	3	-	-	-	-	-	3
計	264	1	15	2	56	-	338

三 育休任期付職員制度

「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、育児休業を取得しようとする職員の業務を配置換えその他の方法により部内で処理できない場合には、育児休業の期間を限度として任期を定めた採用を行うことができるものである。

平成19年度には法律の改正に伴い、新たに導入された育児短時間勤務を行おうとする職員の業務を処理するため、その期間を任期の限度として短時間勤務職員を任用することができることとなった。

(1) 育児休業任期付職員(任期:職員の育児休業の期間)

平成18年度に任用規則上制度化し、地公法第17条第3項但し書の人事委員会の承認があったものとみなす選考職種の一とした。技術系職種については登録試験により、また資格免許職については、資格等確認の上、合格者を「育休任期付職員登録簿」(3年間有効)に登録し、このうちから採用を行う。

(2) 育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員(任期:職員の育児短時間勤務の期間)

平成19年度の制度導入にあわせ、地公法第17条第3項但し書の人事委員会の承認があったものとみなす選考職種の一とした。

四 任期付職員制度

地方行政の高度化・専門化が進む中で、公務内部で得られにくい高度の専門性を備えた人材や、一時的に専門的な知識を有する職員を必要とする場合に、専門的な知識経験又は優れた識見を有する者の採用の円滑化を図ること目的として、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」が施行されたことに伴い、平成14年度に設けられたものである。

平成16年度には法律の改正に伴い、新たに専門的な知識経験等以外の要件によっても一般職の職員の任期を定めた採用を行うことができることとなった。

1 職種及び対象

(1) 特定任期付職員（任期：5年以内）

高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合

(2) 一般任期付職員（任期：5年以内）

専門的な知識経験を有する職員の育成に相当な期間を要するため、一定期間部内での人材確保が困難な場合

専門的な知識経験の性質上、その専門的な知識経験を有効に活用できる期間が一定の期間に限られる場合

専門的な知識経験を有する職員を一定期間他の業務に従事させるため、一定期間部内での人材確保が困難な場合

公務外の実務経験により得られる最新の専門的な知識経験を必要とする業務であるため、その最新の専門的な知識経験を有効に活用できる期間が一定の期間に限られる場合

(3) 上記以外の任期を定めた採用（任期：原則3年以内）

一定の期間内に限り終了することが見込まれる業務に従事させる場合

一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務に従事させる場合

(4) 短時間勤務職員の任期を定めた採用（任期：原則3年以内）

短時間勤務職員を（3）の各業務に従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合等

2 平成21年度採用に係る承認実績

区分	所属	職	任用予定期間	業務内容	承認年月日
一般任期付職員	鳥取県埋蔵文化財センター	文化財主事	H21.4.1～ H24.3.31	山陰道建設に係る埋蔵文化財の発掘調査業務（遺物の確認調査、調査成果報告書の作成）等	H21.3.17
一般任期付職員	防災局	参事	H21.4.13～ H24.3.31	災害発生時における防災関係機関との連携・調整、各種災害対応計画、マニュアル等の検証及び実践的な図上訓練、職員の危機管理意識及び災害対処能力の向上対策等	H21.3.30

承認根拠：「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」第3条第3項

五 任期付研究員制度

地方公共団体の試験研究機関において、専門知識を有する人材を受け入れ、研究活動の活性化を図ることを目的として「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律」が施行されたことに伴い、平成13年度に設けられたものである。

1 対象

(1) 招へい型研究員（任期：原則5年以内）

研究業績等により特に優れた研究者として認められている者を高度の専門的な知識経験を必要とする研究業務に従事させる場合

(2) 若手育成型研究員（任期：原則3年以内）

独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる者を当該研究分野における先導的役割を担う有為な研究者となるために必要な能力の充実に資する研究業務に従事させる場合

2 平成21年度採用に係る承認実績

なし

承認根拠：「地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律」第3条第2項

六 外国の地方公共団体の機関等への職員派遣制度（海外派遣制度）

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の身分取扱いの明確化等を図るため、「外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律」の施行に伴い、昭和62年度に条例化された制度である。

平成21年度の実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

（単位：人）

20年度末 派遣人数	21年度中実績		21年度末 派遣人数
	派遣	復帰	
3	1	2	2

報告根拠：「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例」第9条第2項

七 公益的法人等への職員派遣制度

職員派遣の適正化及び手続きの透明化、職員の身分取扱いの明確化等を図るため「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の施行に伴い、平成13年度に条例化された制度である。

なお、以下(2)については、平成20年度に該当規定が削除された。

1 派遣制度の種別

(1) 公益的法人等への派遣（派遣期間：原則3年以内。5年まで延長可。）

公益的法人等のうち、その業務が地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有し、施策推進を図るため人的援助が必要なものとして条例で定められた法人に派遣される場合（県職員の身分を有したまま派遣）

(2) 特定法人への退職派遣（派遣期間：3年以内）

当該地方公共団体が出資している株式会社のうち、その業務が公益の増進に寄与するとともに、地方公共団体の事務・事業と密接な関連を有し、施策推進を図るため人的援助が必要なものとして条例で定められた法人に派遣される場合（県職員を退職して派遣）

2 平成21年度の派遣状況

平成21年度の実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

(単位：人)

区 分	20年度末 派遣人数	左のうち20年度 中派遣期間終了 人数	21年度中実績		21年度末 派遣人数
			派 遣	復帰等	
公益的法人等への派遣	35	18	21	0	38
特定法人への退職派遣	1	1	0	0	0
計	36	19	21	0	38

報告根拠：「鳥取県公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」第9条

八 臨時的任用

臨時的任用は、非常災害等の緊急の場合、臨時の職に関する場合又は任用候補者名簿がない場合に行うことができる。

平成21年度の任用実績として報告を受けた件数は下記のとおりである。

(単位：人)

任 命 権 者	採 用	期 間 更 新	計
知事	94	20	114
教育委員会	504	469	973
警察本部	5	0	5
計	603	489	1092

報告根拠：「職員の任用に関する権限の委任に関する規則」第6条

第2章 職員の給与

一 職員給与の実態

給与制度検討の基礎資料を得るため、平成21年4月1日現在の職員の給与等の実態を調査した。

この調査の結果の概要は、次のとおりである。

(1) 給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別及び性別人員構成比

(平成21年4月1日現在)

区分 給料表	適用 人員	平均 年齢	平均経 験年数	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
				大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女
	人	歳	年	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	3,265	41.8	20.0	68.8	7.4	23.7	0.1	68.7	31.3
公安職給料表	1,194	40.9	20.1	53.6	2.2	43.9	0.3	95.5	4.5
教育職給料表(1)	1,745	42.3	19.7	94.7	2.2	3.1	-	60.5	39.5
教育職給料表(2)	3,723	44.6	21.9	99.4	0.6	-	-	48.9	51.1
研究職給料表	152	40.3	17.0	98.7	1.3	-	-	84.9	15.1
医療職給料表(1)	19	42.0	17.7	100.0	-	-	-	63.2	36.8
医療職給料表(2)	116	39.9	17.0	75.9	24.1	-	-	50.9	49.1
医療職給料表(3)	40	36.2	13.5	5.0	95.0	-	-	-	100.0
海事職給料表	36	43.6	23.4	16.7	33.3	47.2	2.8	100.0	-
全給料表	10,290	42.7	20.6	82.6	4.0	13.3	0.1	63.1	36.9

(2) 平均給与月額

(平成21年4月分)

区分 給与種目	行政職給料表適用職員	全職員
給料	319,288 円	349,815 円
扶養手当	10,169	9,926
管理職手当	8,608	6,114
地域手当	539	324
その他の手当	5,773	11,528
合計	344,377	377,707

(注) 給料には、切替に伴う差額及び教職調整額を含む。

二 民間給与の実態

職員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するため、平成21年4月現在における民間給与の実態を調査した。

調査事業所は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所207事業所のうち、無作為に抽出した143事業所（うち11事業所は調査不能等により集計対象外）である。

また、当該調査に加えて、平成21年度における県内の厳しい経済情勢を踏まえ、県内の民間事業所を対象に、夏季一時金に関する特別調査を、平成21年4月22日から同年5月1日までの間で緊急に実施した。

これらの調査結果の概要は、次のとおりである。

(1) 産業別、事業所規模別調査事業所数

産業	規模 規模計	3,000人	1,000人	500人	100人	50人
		以上	～ 2,999人	～ 999人	～ 499人	～ 99人
漁業	事業所 1	事業所	事業所	事業所	事業所 1	事業所
鉱業、建設業	7	3			2	2
製造業	69	4	1	4	40	20
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業	28	9	1	6	10	2
卸売・小売業	12	2			7	3
金融・保険業、不動産業	3	1	1		1	
医療、福祉、教育、学習支援業、サービス業	12	1		4	7	
合計	132	20	3	14	68	27

(2) 職種別給与額等(事務・技術関係職種)

職 種 名	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成 21 年 4 月 分 平 均 支 給 額		
			きまって支給 する給与(A)	うち時間外 手当(B)	(A) - (B)
支 店 長	人 15	歳 53.8	円 651,767	円 0	円 651,767
工 場 長	7	51.8	707,557	0	707,557
事 務 部 長	74	53.0	545,287	622	544,665
技 術 部 長	26	51.0	572,440	400	572,040
事 務 部 次 長	34	52.4	500,328	1,374	498,954
技 術 部 次 長	3	48.1	473,626	0	473,626
事 務 課 長	157	49.5	477,654	3,507	474,147
技 術 課 長	104	49.3	489,234	960	488,274
事 務 課 長 代 理	77	48.3	472,332	51,170	421,162
技 術 課 長 代 理	29	46.9	445,698	23,755	421,943
事 務 係 長	171	44.5	367,581	43,869	323,712
技 術 係 長	103	45.2	426,833	44,245	382,588
事 務 主 任	240	45.8	360,699	22,668	338,031
技 術 主 任	175	43.0	374,555	32,988	341,567
事 務 係 員	1,209	36.6	259,977	22,473	237,504
技 術 係 員	770	35.2	283,410	32,242	251,168

(注) 平均年齢及び平均支給額については、県内の企業数に復元して算出した数値である。

(3) 学歴別初任給

職 種	学 歴	金 額
新卒事務員・技術者	大 学 卒	188,706 円
	短 大 卒	167,431 円
	高 校 卒	151,530 円

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

(4) 家族手当の支給状況

扶 養 家 族 の 構 成	支 給 月 額
配 偶 者	11,133 円
配 偶 者 と 子 1 人	15,538 円
配 偶 者 と 子 2 人	19,368 円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

(5) 特別給の支給状況

区 分	企業規模			
	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
下 半 期	2.12 ^{月分}	2.14 ^{月分}	1.92 ^{月分}	3.63 ^{月分}
上 半 期	1.74	1.85	1.50	1.63
年 間 の 計	3.86	3.98	3.42	5.26

- 1 下半期は平成20年8月から平成21年1月まで、上半期は同年2月から7月までの期間である。
- 2 支給月数は、所定内給与月額を基準としたものである。
- 3 端数処理をしているため、表中の上・下半期の計は必ずしも年間の計とは一致しない。

(6) 県内民間事業所における夏季一時金の支給状況

ア 夏季一時金の決定状況

集計事業所数	決定済事業所数(割合)	未定の事業所数(割合)
116事業所	34事業所(29.3%)	82事業所(70.7%)

(調査期間：平成21年4月22日から同年5月1日まで)

イ 調査結果の分析

- ・夏季一時金の支給予定額等が決定している事業所数が少なかった。
- ・規模別・産業別に見て決定済事業所が偏在していた。また、欠損している区分もあった。
- ・全体として前年夏に比べて減少傾向がうかがえるものの、調査結果にバラつきがあった。

(注) この結果、平成21年度の夏季一時金については、調査時点で未定の事業所が多かったこと等を踏まえ、当調査に基づく職員の期末・勤勉手当に係る臨時勧告は、実施しないこととした。

三 職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告

本委員会は、平成21年10月5日、地方公務員法第8条及び第26条の規定により、県議会議長及び知事に対し、報告及び勧告を行った。

報告の概要

第1 職員の給与等に関する報告(平成21年10月5日)

1 平成21年の民間給与との較差等について

- ・平成21年4月時点で、民間事業所従業員の月例給が職員の月例給を6,051円(1.75%)下回っており、特別給についても0.16月分下回っていることが判明。
- ・平成21年は国との給与水準の差が一層拡大することが見込まれるため、月例給については、本県独自の取組であるわたりの完全廃止措置が着実に進展していること及びその経過期間中であることから、同年の公民較差6,051円からわたり廃止の経過措置相当分を控除した2,951円(0.86%)を解消することが適当と判断。
- ・職員の士気を確保するためにも、昇給及び勤勉手当の勤務成績の反映について、適用範囲の拡大を図るよう各任命権者に要請。

2 月例給について

(1) 給料表

- ・全給料表・全号給(医療職給料表(1)は除く。)について、平成20年の県給料表の引下げ。(0.8%)
- ・再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定の実施。
- ・給与構造改革等による経過措置額等についても同様に引下げ。

(2) 諸手当

- ・自宅に係る住居手当の廃止。(0.06%)
- ・管理職手当の引下げ。(0.8%)

3 特別給(ボーナス)について

期末手当を引下げ。(0.16月分)

4 教育職給料表の見直しについて

現在、小中学校と高等学校等に分かれている給料表を早期に一本化できるよう新たな職を設置するなど必要な措置を講じることを要請。

5 教員の手当等について

教員の手当等について、国の見直しの趣旨を踏まえながら検討の上、対応する必要性。

6 研究職給料表について

研究職給料表について、職務に応じた職位や給与のあり方についての整理など任命権者での検討結果を踏まえて対応。

第2 人事管理に関する報告(平成21年10月5日)

1 仕事と家庭生活の両立支援

- ・国の動向や他県の状況に留意しつつ、両立支援のための環境整備に努めていくことが必要。
- ・現在「小学校就学の始期に達するまで」等としている子の看護休暇について、国や他県の取扱いを勘案して、拡充に向けて検討することが必要。

2 時間外勤務の縮減対策

- ・一時期減少傾向だったが、近年、増加傾向にあり。
- ・各任命権者は、各職場において目標時間を設定するとともに、管理職員が率先して勤務実態の把握のためのシステムによって得られた情報を活用し、時間外勤務の要因、必要性等を分析しながら、絶えず業務の見直しや事務分担の弾力的な変更などの対応を行い、実効性ある時間外勤務の縮減対策を講じる必要がある。
- ・本委員会も実態の把握、原因分析など各任命権者の取組を促進。

3 労働災害の防止

職員の死亡事故を受けて任命権者で実施している職場の再点検等の再発防止策、職場における労働者の安全、健康の確保と快適な職場環境の形成に向けた取組の全任命権者での推進が必要。

4 職員の健康保持

- ・長期療養者に占める精神疾患の割合は依然高く、メンタルヘルス対策に取り組むことは引き続き重要。
- ・早期発見、適時・的確な対応が重要。
- ・セクシュアル・ハラスメント行為及びパワーハラスメント行為の未然防止及び排除の取組を進める必要がある。

5 公務員倫理

- ・公務上の不祥事のみならず、公務外の非行による懲戒処分事例の発生。
- ・職員一人ひとりが、より一層高い使命感と倫理観を持って行動することが必要。

6 高齢期の雇用問題

- ・国においては公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて定年年齢を段階的に65歳まで延長するための諸課題を検討するとしていること。
- ・本県においても国の動向を注視しながら取扱いを検討することが必要。

7 非常勤職員等の処遇及び障害者の雇用

- ・非常勤職員等の処遇について、引き続き、任用根拠ごとに任用方法や勤務条件に留意した対応が必要。
- ・障害者雇用を拡大していくための諸課題について、任命権者での取組状況を踏まえ、引き続き検討していくことが必要。

勧告の概要

第1 平成21年の給与改定のための関係条例の改正（平成21年10月5日）

1 職員の給与に関する条例の改正

- (1) 給料表：現行の行政職給料表備考において、乗じることとする率を行政職給料表2級以下であるものについては1,000分の992、3級以上であるものについては1,000分の957とすること。行政職給料表以外の給料表（医療職給料表（1）を除く。）については、行政職給料表の職務の級に相当する職務の級又は職務の級及び号給ごとにそれぞれの乗じることとする率とすること。これに伴い、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第15項に規定する額及び職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号）附則第7条に規定する額についても、同様の改定を行うこと。
- (2) 住居手当：自らの所有に係る住居に居住する職員に対する住居手当は廃止すること。
- (3) 期末手当：平成21年12月に支給される手当の支給割合を1.22月分（特定幹部職員にあっては1.02月分）とし、再任用職員については同月に支給される手当の支給割合を0.66月分（特定幹部職員にあっては0.56月分）とすること。平成22年6月及び12月に支給される手当の支給割合をそれぞれ1.11月分及び1.30月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ0.91月分及び1.10月分）とし、再任用職員については、同年6月及び12月に支給される手当の支給割合をそれぞれ0.60月分及び0.70月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ0.50月分及び0.60月分）とすること。

2 任期付研究員の採用等に関する条例の改正（平成21年10月5日）

- (1) 給料表：当該条例第6条第1項及び第2項の規定により任期付研究員に適用されることとなる給料月額について、所要の改定を行うこと。
- (2) 期末手当：平成21年12月に支給される手当の支給割合を1.47月分とすること。平成22年6月及び12月に支給される手当の支給割合をそれぞれ1.38月分及び1.53月分とすること。

3 任期付職員の採用等に関する条例の改正（平成21年10月5日）

- (1) 給料表：当該条例第7条第1項の規定により任期付職員に適用されることとなる給料月額について、所要の改定を行うこと。
- (2) 期末手当：平成21年12月に支給される手当の支給割合を1.47月分とすること。平成22年6月及び12月に支給される手当の支給割合をそれぞれ1.38月分及び1.53月分とすること。

第2 改定の実施時期

平成22年1月1日から実施すること。ただし、第1中、1の(3)、2の(2)及び3の(2)の期末手当(平成21年12月に支給されるものに限る。)については、平成21年12月1日から実施すること。

参考：給与条例の一部改正の概要

本委員会からの上記勧告を受けて、平成21年11月臨時議会で県給与条例の改正が行われ、期末手当等に係る部分については概ね当該勧告に沿った条例改正が行われたものの、給料表に係る部分については、当該勧告の内容とは異なり、次のような県給与条例の改正が行われた。

1 給料月額の見直し

給料月額を3パーセント引き下げる(ただし、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以下であるもの、行政職給料表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下に相当するもの並びに医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。)

2 関係条例の一部改正

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、給料の切替えに伴う経過措置額等に関し、1に準じた改正を行う。

四 平成21年度の各所属との給与制度等に関する意見交換会実施状況

任命権者	所属名	意見交換の主な目的
知事部局	中小家畜試験場	・ 時間外勤務、休暇取得等の勤務実態の把握 ・ 安全衛生管理体制の把握 ほか
教育委員会	鳥取養護学校 倉吉養護学校	・ 時間外勤務、休暇取得等の勤務実態の把握 ・ 特殊勤務手当の支給に関する業務 ・ 安全衛生管理体制の把握 ほか
警察本部	警察学校	・ 警察業務の実態把握
計	4 所属	

第3章 職員の勤務時間、休暇及び服務

一 概 説

職員の勤務時間、休暇等職員の給与以外の勤務条件については、国及び他の地方公共団体の職員との権衡を失しないよう適当な考慮が払われなければならないとされ、またその勤務条件は条例で定めることとされている（地方公務員法第24条第5項及び第6項）。

本県においては職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）並びにこれらの条例に基づく人事委員会規則等により、それぞれの職員の勤務時間、休暇等の勤務条件について規定している。

また、職員の服務のうち職務に専念する義務については、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、職務にのみ従事しなければならないこととされている（地方公務員法第35条）が、このうち特別の定めとして職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年鳥取県条例第5号）があり、この条例及びこの条例に基づく人事委員会規則により、職員（県費負担教職員を除く。）の職務に専念する義務を免除することができる場合を規定している。

二 勤務時間、休日及び休暇等

以下のとおり職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号。以下「県費負担勤務時間規則」という。）の改正を行った。

項目	内容	施行期日	備考
特別休暇の対象範囲の拡充	仕事と家庭生活の両立を支援するため、子の看護をする場合の特別休暇について、対象となる子の範囲を拡充した。 【概要】 ・子の看護をする場合の特別休暇について、対象となる子を、12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子とした。 ・県費負担教職員についても上記に準じて改正	平成22.1.1	規則の改正

三 職務に専念する義務の特例

職員について、職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号）に規定された事由以外の事由により、職務に専念する義務を免除しようとする場合は、任命権者は同規則第2条第14号により人事委員会の承認を得なければならないこととされている。

平成21年度において本委員会が承認したものは次のとおりである。

番号	事由	対象職員	承認期間	承認年月日
1	職員がロシア沿海地方交流推進事業における青少年交流団(剣道交流団)の団員として派遣される場合。	教育委員会事務局職員1名	参加日程(平成21年7月26日から同年8月2日まで)のうち勤務を要する日	平成21.7.3

番号	事由	対象職員	承認期間	承認年月日
2	<p>高等学校及び特別支援学校において同一集団で新型インフルエンザの集団感染が発生した場合で当該教職員が集団内の生徒との接触の程度が高いと認められるとき。</p> <p>特別支援学校において職員が新型インフルエンザに感染の可能性が高い場合で感染すると重症化するおそれのある児童生徒を担当しているとき。</p> <p>県立病院において新型インフルエンザに感染の可能性が高いと院長が認める場合。</p>	<p>授業を担当する高等学校及び特別支援学校の教職員並びに児童生徒の介助を担当する特別支援学校の職員</p> <p>授業を担当する教職員及び児童生徒の介助を担当する職員</p> <p>県立病院に勤務する職員</p>	<p>出席停止が命じられている生徒と同等の間を原則とし、校長が学校医と相談の上、必要と認める期間</p> <p>校長が学校医と相談の上、必要と認める期間</p> <p>一週間以内で院長が必要と認める期間</p>	平成21.9.17
3	職員が第3回アジア室内競技大会・ベトナム大会2009に日本代表として出場する場合。	知事部局職員 1名	参加日程（平成21年10月28日から同年11月5日まで）のうち勤務を要する日	平成21.10.26
4	職員が財団法人日本自転車競技連盟主催第5回ロード強化合宿にオリンピック強化指定選手として参加する場合。	県立高等学校 教諭1名	参加日程（平成22年2月4日から同月10日まで）のうち勤務を要する日	平成22.1.19
5	<p>職員が任命権者に対し、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出又は相談を行う場合。</p> <p>職員が地方公務員法第8条第1項第11号の規定により、人事委員会に対し、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出又は相談を行う場合。</p> <p>職員が国際オリンピック委員会、アジアオリンピック評議会又は東アジア競技大会連合の主催する競技大会及びその強化合宿に日本代表選手として参加する場合。</p> <p>財団法人日本オリンピック委員会に加盟している競技団体の依頼により職員が国際競技大会及びその強化合宿に日本代表選手として参加する場合。</p>	職員	その都度必要と認める期間	平成22.2.23

番号	事由	対象職員	承認期間	承認年月日
	財団法人日本オリンピック委員会から認定を受けたオリンピック強化指定選手又は財団法人日本オリンピック委員会に加盟している競技団体の強化指定選手である職員が国際競技大会の代表選手選考会を兼ねた競技大会又は強化合宿に参加する場合。			

上記表中2については、併せて臨時的任用職員（教育委員会関係のみ）についても、別の通知により同様の取扱いとした。

上記表中5の 、 、 については、併せてこれまで個別に承認してきた事由を再整理し、平成22年2月23日付けで改めて一括して包括承認を行った。

四 県費負担教職員の特別休暇の特例

県費負担教職員について、県費負担勤務時間規則に規定された事由以外の事由によって特別休暇を与えようとする場合は、教育委員会は同規則第15条第34号により人事委員会の承認を得なければならないこととされている。

平成21年度において本委員会が承認したものは次のとおり。

番号	事由	対象職員	承認期間	承認年月日
1	小学校及び中学校において同一集団で新型インフルエンザの集団感染が発生した場合で当該教職員が集団内の生徒との接触の程度が高いと認められるとき。	授業を担当する教職員	出席停止が命じられている生徒と同等の期間を原則とし、校長が学校医と相談の上、必要と認める期間	平成21.9.17
2	<p>県費負担教職員が任命権者に対し、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出又は相談を行う場合。</p> <p>県費負担教職員が地方公務員法第8条第1項第11号又は第2項第3号の規定により、人事委員会又は公平委員会に対し、勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出又は相談を行う場合。</p> <p>県費負担教職員が国際オリンピック委員会、アジアオリンピック評議会又は東アジア競技大会連合の主催する競技大会及びその強化合宿に日本代表選手として参加する場合。</p>	県費負担教職員	その都度必要と認める期間	平成22.2.23

番号	事由	対象職員	承認期間	承認年月日
	<p>財団法人日本オリンピック委員会に加盟している競技団体の依頼により県費負担教職員が国際競技大会及びその強化合宿に日本代表選手として参加する場合。</p> <p>財団法人日本オリンピック委員会から認定を受けたオリンピック強化指定選手又は財団法人日本オリンピック委員会に加盟している競技団体の強化指定選手である県費負担教職員が国際競技大会の代表選手選考会を兼ねた競技大会又は強化合宿に参加する場合。</p>	県費負担教職員	その都度必要と認める期間	平成22. 2 .23

上記表中2の 、 、 については、併せてこれまで個別に承認してきた事由を再整理し、平成22年2月23日付けで改めて一括して包括承認を行った。

第4章 職員の福祉及び利益の保護

一 概 説

地方公務員法は、職員の福祉及び利益の保護は適切であり、かつ、公正でなければならぬとして、その根本基準を掲げている（地方公務員法第41条）。

そして、同法第42条以下に職員の福祉として厚生福利制度、公務災害補償制度を規定し、また職員の利益の保護、すなわち公平審査制度として勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に関する不服申立ての制度を規定している。

二 厚生福利及び公務災害補償制度

この制度は、職員の生活を安定させ、職員が安んじて職務に専念することにより公務能率を増進させることを目的とするものであり、これには厚生制度、共済制度及び公務災害補償制度がある。

厚生制度は、職員の保健、元気回復等に関する制度であり、具体的な措置としては職員の健康診断、執務環境の改善、レクリエーション等の実施がこれに当たる（地方公務員法第42条）。

共済制度は、職員の疾病等に関し適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度である（地方公務員法第43条）。

また、公務災害補償制度は、職員が公務による災害を受けた場合の補償制度であり、その手続等は地方公務員災害補償法に定められている（地方公務員法第45条）。

三 勤務条件に関する措置要求

1 措置要求の意義

職員は、給与、勤務時間その他の勤務条件について、当局により適切な措置が講じられるよう人事委員会にその措置の要求をすることができ、これを受けて人事委員会は、この要求について審査し、判定を行い、その結果に基づいて必要な措置を執るべきこととされている（地方公務員法第46条～第48条）。

2 措置要求事案の取扱状況

平成21年度においては、前年度からの係属事案及び新規要求事案はない。

四 不利益処分に関する不服申立て

1 不服申立ての意義

職員は、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合、その処分について人事委員会に不服申立てを行うことができ、これを受けて人事委員会は、この不服申立てについて審査し、判定を行い、必要がある場合には、是正措置を指示すべきものとされている（地方公務員法第49条の2～第51条の2）。

2 不服申立事案の取扱状況

平成21年度においては、前年度からの係属事案及び新規申立事案はない。

五 職員からの苦情処理

1 苦情処理の意義

職員は、勤務条件その他の人事管理に関し、人事委員会に苦情の申出及び相談を行うことができ、これを受けて人事委員会の指名する相談員は、申出人に対し、助言等を行うほか、苦情申出等に係る事案の関係当事者に対し、指導その他の必要な措置を行うものとされている（地方公務員法第8条第1項第11号）。

2 苦情申出事案の取扱状況

平成21年度においては、前年度からの係属事案0件、年度中の新規申出事案4件、年度中の処理事案4件で、年度末の未処理事案は0件となっている。

3 平成21年度中処理事案

事 案 名	申 出 人	申出の内容	処 理 結 果	受 付 年 月 日
	受付方法			処 理 年 月 日
21年 - 2号	A	勤務評定に関する疑問 及び不満	話合いの立 会及び助言	平成21年4月6日
	電子メール			平成21年5月19日
21年 - 3号	B	県の著作権侵害につい ての疑義	助言	平成21年5月8日
	書面(郵便)			平成21年5月12日
21年 - 4号	C	公務能率評定につい ての疑問	関係者への 聞取及び助 言	平成21年5月20日
	電子メール			平成21年6月12日
21年 - 5号	D	勤務評定に関する疑問 及び不満	面談の斡旋	平成21年6月19日
	電子メール			平成21年6月24日

(注) 申出人が特定される事項等については記載しない。

第5章 職員団体

一 概 説

職員団体は、職員がその勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体である(地方公務員法第52条第1項)。

本委員会は、地方公務員法等の規定に基づき、職員団体に関して次の事務を処理している。

- ・職員団体の登録
- ・管理職員等の範囲の指定

二 職員団体の登録

1 登録の意義及び効果

登録制度は、職員団体が地方公務員法に定める要件を満たしている団体であることを公証する制度である(地方公務員法第53条)。

登録を受けるかどうかは当該団体の自由意思であるが、登録された職員団体には次の効力が与えられる。

職員団体から適法な交渉の申入れがあった場合に当局はその申入れに応ずべき地位に立つこと。

人事委員会に申出をすることにより法人となることができること。

職員団体の役員の内籍専従が認められること。

2 登録職員団体

登録番号	職員団体の名称	事務所の所在地	単位団体・連合体の別	登録年月日	法人格の有無
1	鳥取県職員労働組合	鳥取市東町1丁目271 県庁第2庁舎内	単位団体	昭和 41.10.7	有
2	鳥取県高等学校 教職員組合	鳥取市大榎町7-1	単位団体	昭和 41.10.7	有
3	鳥取県教職員組合	鳥取市大榎町7-1	連合体	昭和 41.10.7	有

3 平成21年度の職員団体登録申請取扱件数

区 分		件 数
新 規 登 録		- 件
変 更 登 録	役員変更	2
	規約変更	-
合 計		2

三 管理職員等の範囲の指定

職員のうち管理職員等とその他の職員は、同一の職員団体を組織することはできず、両者が混在する職員団体は地方公務員法上の職員団体ではないとされており、また、管理職員等の範囲は人事委員会規則で定めることとされている（地方公務員法第52条）。

管理職員等の範囲については、管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）を制定しており、県の組織機構の改廃等があった場合にはそれに適応するように同規則の改正を行っている。

公布年月日	規則番号	管理職員等の範囲を定める規則の一部改正の概要
平成21.7.3	27	会計管理者の設置に伴い、所要の改正を行った。
平成21.11.6	33	管理職員等の範囲の見直しを行い、医療政策監を管理職員に加えたほか、所要の改正を行った。
平成22.3.31	9	組織改正に伴い、統轄監、本部長、筆頭総室長を管理職員に加えたほか、所要の改正を行った。

第6章 労働基準監督

一 概 説

地方公務員法第58条第3項は、職員については、原則として労働基準法、労働安全衛生法及び船員法が適用されることを規定している。また、同条第5項は、職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、非現業職員（労働基準法別表第1第11号、第12号及び官公署（別表第1に掲げる事業を除く。）に該当する事業所に勤務する職員で、単純労務職員を除く職員）については、人事委員会が行うこととしている。

二 労働基準監督の職権行使の区分

県の各機関のうち、労働基準監督の職権行使を行う区分は次のとおりである（地方公務員法第58条第5項、労働基準法別表第1）。

1 人事委員会が職権を行使する機関

（平成22.3.31現在）

労働基準法別表第一の号別区分	事業内容	機関の数	機 関 の 名 称
第12号	教育・研究・調査	49	自治研修所 保育専門学院 看護専門学校 衛生環境研究所 消防学校 高等技術専門校 農業大学校 農林総合研究所（企画総務部を除く。） 水産試験場 とっとり賀露かっこ館 教育センター 青年の家 少年自然の家 妻木晩田遺跡事務所 埋蔵文化財センター 県立高等学校 盲学校（寄宿舍を除く。） 聾学校 養護学校 警察学校
別表第1以外	上記以外の機関	58	議会事務局 知事部局本庁（自治研修所、衛生環境研究所、農業大学校及び農林総合研究所（企画総務部を除く。）を除く。） 取締船 消防防災航空センター 東京本部 関西本部 名古屋本部 公文書館 総合事務所県民局 総合事務所県税局 総合事務所生活環境局 工事検査事務所 福祉相談センター 児童相談所 婦人相談所 交通事故相談所 男女共同参画センター 総合事務所農林局 病虫害防除所 境港水産事務所 鳥取空港管理事務所 教育委員会事務局本庁（教育センターを除く。） 教育局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局 内水面漁場管理委員会事務局 警察本部 自動車警ら隊 自動車運転免許試験場 警察署
合 計		107	

2 労働基準監督署長が職権を行使する機関

(平成22.3.31現在)

労働基準法別表第一の号別区分	事業内容	機関の数	機関の名称
第1号	製造・加工・選別	2	企業局東部事務所 企業局西部事務所
第3号	土木・建築	6	総合事務所県土整備局 鳥取港湾事務所
第13号	保健衛生	17	総合事務所福祉保健局 喜多原学園 皆成学園 総合療育センター 鳥取療育園 中部療育園 病院 精神保健福祉センター 食肉衛生検査所 家畜保健衛生所 盲学校寄宿舎
別表以外	上記以外の機関	2	企業局本局 病院局総務課
合計		27	

三 労働基準監督の職権の内容

1 労働基準法に基づく職権

- ・貯蓄金の管理に係る協定の届出の受理（労働基準法第18条第2項）
- ・解雇制限・解雇予告除外認定（労働基準法第19条及び第20条）
- ・一斉休職除外許可（労働基準法第34条第2項）
- ・時間外労働・休日労働に関する協定の届出の受理（労働基準法第36条第1項）
- ・断続的勤務の許可（労働基準法第41条第3号）
- ・その他の業務

2 労働安全衛生法に基づく職権

- ・ボイラー、第一種圧力容器等の設置届の受理（労働安全衛生法第88条第1項、ボイラー及び圧力容器安全規則第10条）
- ・ボイラー、第一種圧力容器等の検査等（性能検査を除く。性能検査は登録性能検査機関が行う。）（労働安全衛生法第38条、ボイラー及び圧力容器安全規則第14条等）
- ・職員の健康診断結果報告の受理（労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第52条）
- ・職員の死傷病報告の受理（労働安全衛生法第90条、労働安全衛生規則第97条）
- ・産業医、衛生管理者等選任報告の受理（労働安全衛生法第12条第1項及び労働安全衛生規則第7条第2項等）
- ・その他の業務

四 平成21年度の取組状況

1 労働基準監督事項の取扱状況

項 目	処 理 件 数
時間外労働・休日労働に関する協定（36協定）届等の受理	53
解雇予告の除外認定	3
宿直又は日直勤務許可	14
貯蓄金管理に関する届の受理	
総括安全衛生管理者等選任報告の受理	36
労働者死傷病報告の受理	6
ボイラー設置届の受理	2
落成検査	2
変更検査	
使用再開検査	
検査証の名義書換	
使用廃止（検査証の返還）	1
取扱作業主任者選任報告の受理	
小型ボイラー設置報告の受理	1
第一種圧力容器設置届の受理	
落成検査	
使用再開検査	
使用廃止（検査証の返還）	
アセチレン溶接装置設置届の受理	
クレーン設置報告の受理	
プレス機械設置報告の受理	
有機溶剤設備設置届の受理	
有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	
局所排気装置設備等特例許可	
放射線装置等設置届の受理	2
一般健康診断結果報告（定期、特定業務従事者）の受理	45
特別健康診断結果報告（電離放射線、有機溶剤業務等）の受理	52
合 計	217

ボイラー及び第一種圧力容器の各検査は、昭和51年度以降（社）日本ボイラ協会に委託して実施している。

2 その他

(1) 平成21年3月21日に県農林総合研究所林業試験場で発生した職員の死亡事故を受けて、労働安全衛生法第91条の規定に基づき、同試験場に対して、同年8月24日に立入調査を実施し、その結果を同年9月17日付けで通知して必要な改善を求めた。同試験場からは、同年10月1日付けでその改善内容の報告を受けた。

(2) 本委員会で毎年実施している事業場調査と併せて、労働基準法第36条の規定に基づく時間外労働・休日労働に関する協定（以下「36協定」という。）を締結している県の機関・53事業場のうちから14事業場を抽出し、これに36協定の締結を必要としない県の機関・52事業場から抽出した10事業場を加えた24事業場に対して、時間外勤務の実態調査を平成21年12月から実施した。

結果、36協定に違反し、又は労働基準法による目安時間を超過して時間外勤務を職員に行わせていた13事業場に対して、36協定の遵守又は時間外勤務の縮減及び退庁時間の乖離の解消を求める指導等を行い、併せて当該事業場から改善内容の報告を求めた。

五 平成21年度のボイラー及び第一種圧力容器設置状況

事業所		区分	
名称	設置場所	ボイラー	第1種圧力容器
鳥取県林業試験場	鳥取市河原町稲常113	1基	1基
鳥取県立智頭農林高等学校	八頭郡智頭町智頭711-1		1基
鳥取県園芸試験場	東伯郡北栄町由良宿2048		1基
鳥取県立倉吉農業高等学校	倉吉市大谷166		2基
鳥取県立鳥取工業高等学校	鳥取市生山111	1基	
鳥取県立鳥取湖陵高等学校	鳥取市湖山町北3丁目250		2基
鳥取県立鳥取看護専門学校	鳥取市江津260		1基
鳥取県立鳥取養護学校	鳥取市江津260		1基
鳥取県立米子養護学校	米子市蚊屋堀廻り343	1基	
鳥取県立皆生養護学校	米子市上福原7丁目13-4	1基	
鳥取県立白兔養護学校	鳥取市伏野1550-1	1基	
鳥取県交通総合センター	鳥取市千代水2-8	2基	
鳥取県立大山青年の家	西伯郡大山町赤松明間原312-1	1基	
鳥取県衛生環境研究所	東伯郡湯梨浜町南谷526-1		1基
鳥取県立境港総合技術高等学校	境港市竹内町925	1基	1基
鳥取県立船上山少年自然の家	東伯郡琴浦町山川807-2	1基	
合計	16事業所	10基	11基

第7章 公平委員会の事務の受託

一 概 説

地方公務員法第7条第4項の規定により公平委員会を置く地方公共団体は、公平委員会の事務を他の地方公共団体の人事委員会に委託することができることとされている。この規定に基づき、本委員会は県内の町村、一部事務組合及び広域連合の団体の公平委員会の事務を受託している。

二 受託団体

1 町 村

(平成22年4月1日現在)

団体名	所在地	受託年月日
岩美町	岩美郡岩美町浦富675-1	昭和29.10.1
若桜町	八頭郡若桜町若桜801-5	昭和40.4.1
智頭町	八頭郡智頭町智頭2072-1	昭和40.4.1
八頭町	八頭郡八頭町郡家493	平成17.3.31
三朝町	東伯郡三朝町大瀬999-2	昭和29.10.1
湯梨浜町	東伯郡湯梨浜町久留19-1	平成16.10.1
琴浦町	東伯郡琴浦町徳万591-2	平成16.9.1
北栄町	東伯郡北栄町由良宿423-1	平成17.10.1
日吉津村	西伯郡日吉津村日吉津872-15	昭和36.1.10
大山町	西伯郡大山町御来屋328	平成17.3.28
南部町	西伯郡南部町法勝寺377-1	平成16.10.1
伯耆町	西伯郡伯耆町吉長37-3	平成17.1.1
日南町	日野郡日南町霞800	昭和40.8.1
日野町	日野郡日野町根雨101	昭和40.8.1
江府町	日野郡江府町江尾475	昭和40.8.1
合 計	15 団 体	

2 一部事務組合

(平成22年4月1日現在)

団体名	所在地	受託年月日
境港管理組合	境港市大正町215(みなとさかい交流館内)	昭和33.4.1
鳥取県町村職員退職手当組合	鳥取市東町1丁目271(県町村会内)	昭和37.7.1
鳥取県町村消防災害補償組合	鳥取市東町1丁目271(県町村会内)	昭和37.7.1
米子市日吉津村中学校組合	米子市加茂町1丁目1(米子市役所内)	昭和37.10.1
鳥取県東部広域行政管理組合	鳥取市鍛冶町18-2(米子市淀江支所内)	昭和47.11.1
鳥取県西部広域行政管理組合	米子市淀江町西原1129-1(米子市淀江支所内)	昭和47.11.1
八頭環境施設組合	鳥取市河原町渡一木277(鳥取市河原町総合支所内)	昭和49.10.29
日野病院組合	日野郡日野町野田332(日野病院内)	平成8.7.15
日野町江府町日南町衛生施設組合	日野郡江府町江尾475(江府町役場内)	昭和42.1.1
南伯町・伯耆町浄水施設管理組合	西伯郡南部町法勝寺377-1(南部町役場内)	昭和55.4.1
合計	10 団体	

3 広域連合

(平成22年4月1日現在)

団体名	所在地	受託年月日
鳥取中部ふるさと広域連合	東伯郡北栄町土下112(北栄町役場北条庁舎内)	平成10.7.1
南部箕蚊屋広域連合	西伯郡南部町法勝寺377-1(南部町役場内)	平成11.10.5
鳥取県後期高齢者医療広域連合	東伯郡湯梨浜町龍島500(湯梨浜町役場東郷庁舎内)	平成19.12.20
合計	3 団体	

三 受託事務の内容

県内の町村、一部事務組合及び広域連合の次の事務を受託している(地方公務員法第8条第2項)。

- ・勤務条件に関する措置の要求の審査
- ・不利益処分に関する不服申立ての審査
- ・職員からの苦情処理
- ・職員団体の登録
- ・管理職員等の範囲の指定
- ・学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査

四 受託事務の取扱状況

1 措置要求事案の取扱状況

平成21年度においては、前年度からの係属事案及び新規要求事案はない。

2 不服申立事案の取扱状況

平成21年度においては、前年度からの係属事案1件、年度中の新規申立事案は5件、年度中の処理事案1件で、年度末の未処理事案は5件となっている。

平成21年度中処理事案

事 案 名	不服申立人	処分者	不服申立ての趣 旨	判定結果	受 理 年 月 日
	審 理 方 法				判 定 年 月 日
平成20年 (不)第1号 事案	A	B	懲戒免職処分の取消・修正	処分承認	平成20年7月25日
	口頭審理 (非公開)				平成21年11月27日

平成21年度末係属事案

事 案 名	不服申立人	処分者	処分年月日	不服申立ての趣 旨	受 付 年 月 日
	審 理 方 法				受 理 年 月 日
平成22年 (不)第1号 事案	A	F	平成21年12月28日	戒告処分の取消	平成22年2月17日
	口頭審理 (非公開)				平成22年3月5日
平成22年 (不)第2号 事案	B	F	平成21年12月28日	戒告処分の取消	平成22年2月17日
	口頭審理 (非公開)				平成22年3月5日
平成22年 (不)第3号 事案	C	G	平成21年12月28日	戒告処分の取消	平成22年2月17日
	口頭審理 (非公開)				平成22年3月5日

事 案 名	不服申立人	処分者	処分年月日	不服申立ての趣 旨	受付年月日
	審理方法				受理年月日
平成22年 (不)第4号 事案	D	G	平成21年12月28日	戒告処分の取消	平成22年2月17日
	口頭審理 (非公開)				平成22年3月5日
平成22年 (不)第5号 事案	E	G	平成21年12月28日	減給処分の取消	平成22年2月17日
	口頭審理 (非公開)				平成22年3月5日

(注) 不服申立人が特定される事項等については記載しない。

3 苦情申出事案の取扱状況

平成21年度においては、前年度からの係属事案0件、年度中の新規申出事案1件、年度中の処理事案1件で、年度末の未処理事案は0件となっている。

平成21年度中処理事案

事 案 名	申 出 人	申出の内容	処 理 結 果	受付年月日
	受付方法			処理年月日
21年-6号	E	臨時的任用職員の期間更新 の取扱いに関する疑問	助言	平成21年10月15日
	電話			平成21年10月15日

(注) 申出人が特定される事項等については記載しない。

4 職員団体の登録状況

(1) 職員団体の登録状況

(平成22年4月1日現在)

登録 番号	職員団体の名称	事務所の所在地	単位団体 ・連合体 の別	登録 年月日	法人格 の有無
5	湯梨浜町職員労働組合	東伯郡湯梨浜町久留19-1 湯梨浜町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
8	三朝町職員労働組合	東伯郡三朝町大瀬999-2 三朝町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
9	北栄町職員労働組合	東伯郡北栄町由良宿423-1 北栄町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
10	琴浦町職員労働組合	東伯郡琴浦町徳万591-2 琴浦町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
11	南部町職員労働組合	西伯郡南部町法勝寺377-1 南部町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
15	日南町職員労働組合	日野郡日南町霞800 日南町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
16	若桜町役場職員労働組合	八頭郡若桜町若桜801-5 若桜町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
18	大山町職員労働組合	西伯郡大山町御来屋328 大山町役場内	単位団体	昭和 41.10.11	無
23	江府町職員労働組合	日野郡江府町江尾475 江府町役場内	単位団体	昭和 41.10.12	無
24	岩美町職員労働組合	岩美郡岩美町浦富675-1 岩美町役場内	単位団体	昭和 41.11.15	無
27	境港管理組合職員労働 組合	境港市大正町215 みなとさかい交流館内	単位団体	昭和 45.1.16	無
29	伯耆町職員労働組合	西伯郡伯耆町吉長37-3 伯耆町役場内	単位団体	昭和 57.2.6	無
30	日野町職員労働組合	日野郡日野町根雨101 日野町役場内	単位団体	昭和 57.10.29	無
31	八頭町職員労働組合	八頭郡八頭町郡家493 八頭町役場内	単位団体	昭和 61.3.24	無
34	智頭町職員労働組合	八頭郡智頭町智頭2072-1	単位団体	昭和 63.12.27	無
35	日吉津村職員労働組合	西伯郡日吉津村日吉津872-15 日吉津村役場内	単位団体	平成 2.10.26	無
40	南部自治体職員労働組合	西伯郡南部町福成997-29	単位団体	平成 15.3.5	無
41	八頭町図書館司書職員 労働組合	八頭郡八頭町宮谷256-4	単位団体	平成 22.1.19	無
合計	18団体				

(2) 平成21年度の登録申請取扱件数

区 分		件 数
新 規 登 録		1
変 更 登 録	役 員 変 更	10
	規 約 変 更	
解 散 届		
合 計		11

5 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく規約の認証について

職員団体と労働組合の連合団体で公務員の数が過半を占める等一定の要件を満たす団体は、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第3条により、規約について認証機関の認証を受け、登記することにより法人格を取得することができる。

平成21年度に当該認証を行った例はない。

6 管理職員等の範囲の指定の状況

職員のうち管理職員等とその他の職員は同一の職員団体を組織することができず、両者が混在する職員団体は地方公務員法上の職員団体ではないとされており、また、管理職員等の範囲は人事委員会又は公平委員会の規則で定めることとされている（地方公務員法第52条）。

受託団体の管理職員等の範囲については、「公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年人事委員会規則第31号）」を制定しており、受託団体の組織機構の改廃等があった場合にはそれに適応するように同規則の改正を行っている。

平成21年度の人事委員会規則の改正状況は次のとおりである。

団 体 名	改 正 年 月 日	備 考
智頭町	平成21 . 4 . 24	組織の再編整備に伴う規定の改正
三朝町		
大山町		
南部町		

人事委員会委員・事務局職員名簿

1 人事委員会委員

(平成22年4月1日現在)

職名	氏名	任期	左のうち委員長任期
委員長	曾我紀厚	1期目 平成 19. 7. 1~21.10.20 2期目 平成 21.10.21~25.10.20	1期目 平成 20.8.17~21.8.16 2期目 平成 21.8.17~22.8.16 3期目 平成 22.8.19~23.8.18
委員	高橋敬一	1期目 平成 17. 3.24~19. 7.22 2期目 平成 19. 7.23~23. 7.22	平成19.8.17~20.8.16
委員	佐蔵絢子	1期目 平成 18. 7.19~22. 7.18	平成18.8.9~19.8.8

2 事務局職員

職名	氏名	就任年月日	
事務局長	西山秀雄	平成21年4月1日	
次長	加賀田啓	平成21年4月1日	
任用課	課長	西尾孝之	平成20年4月1日
	副主幹	懸樋順一	平成21年4月1日
	主事	宮本直美	平成16年4月1日
	主事	高橋和子	平成22年4月1日
	主事	西村晋作	平成20年4月1日
給与課	課長	稲田将	平成21年4月1日
	副主幹	新高謙一	平成22年4月1日
	副主幹	川口豊長	平成21年4月1日
	主事	山田直樹	平成20年4月1日
	主事	小須田健一	平成22年4月1日

転出職員

職名	氏名	転出年月日	転出先
任用課主事	谷川真理子	平成22年4月1日	財政課主事
給与課副主幹	松本秀樹	平成22年4月1日	環境立県推進課主幹
主事	田口裕之	平成22年4月1日	県土総務課主事